

第2回定例会概要

平成28年第2回定例会は、6月14日から6月27日まで開催されました。市政功労者表彰や補正予算など議案16件、諮問2件、報告4件について説明を受け、それぞれ本会議や委員会で審議を行いました。

また、6月21日と22日に8人の議員が登壇し、一般質問を行いました。

(詳細は3～5ページを参照してください。)



◎主な議案は…

- 伊達市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 非常勤特別職職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例

など、各議案は総務文教常任委員会、産業民生常任委員会、予算決算常任委員会での質疑を経て原案のとおり可決しました。

(詳細は5～8ページ委員会報告をご覧ください。)

また、市政功労者の表彰、人権擁護委員の推薦については、それぞれ原案のとおり同意、適任と答申しました。

■平成27年度伊達市一般会計補正予算(専決処分の承認)

平成27年度歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ**1億9,072万2千円**を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ**181億3,989万9千円**とするものです。

補正予算額(1億9,072万2千円)の内訳

- 公共施設修繕等基金積立金……………**1億4,767万9千円**
- 地方創世加速化事業……………**4,299万3千円**
- スポーツ振興基金積立金……………**5万円**

■平成28年度伊達市一般会計補正予算

平成28年度歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ**2億2,754万5千円**を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ**191億7,724万8千円**とするもので、主な事業概要は次ページのとおりです。

◎主な補正予算（委員会報告は7～8ページをご覧ください。）

事業名	予算増減額	事業概要
国際交流経費	100万円	友好都市で中華人民共和国福建省漳州市からの視察訪問団受入れに係る経費
ひまわり保育所整備事業	7,016万6千円	待機児童の早期緩和に向けて、保育所の移転建替え整備を行うための用地購入費及び建築に向けた設計等の経費
介護サービス提供基盤等整備事業補助金	4,608万9千円	小規模多機能型居宅介護事業所、1施設の整備に対する補助
地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金	1,694万9千円	介護従事者の身体的負担の軽減を図るために介護ロボットを導入する介護サービス事業者に対する補助
地域医療調査研究事業	576万5千円	地域医療の在り方や将来的な必要病床数、診療科目数など調査及び研究を行う経費
大滝区サービスステーション整備事業	495万8千円	大滝区内唯一のサービスステーションを整備するための実施設計の経費
大滝キャンプフェスタ補助金	25万円	大滝区の自然を活かした新たな観光資源の開発や観光地としての魅力を向上させるため、事業を開催する実行委員会に対する補助
胆振長輪線長流川休憩所トイレ整備工事	1,620万円	利用者の利便性向上のため、中間地点である長流川休憩所付近に新たなトイレ整備を行う経費

■平成28年度伊達市国民健康保険特別会計補正予算

平成28年度歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ**13万3千円**を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ**55億4,252万6千円**とするものです。

■意見書

結果	件名	提出依頼者	新政クラブ	会派創生	市民クラブ	公明党	青雲
○	平成28年度北海道最低賃金改正等に関する意見書	連合北海道伊達地区連合会	○	○	○	○	○
○	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障の充実、「30人以下学級」の実現を目指す教職員定数改善に向けた意見書		○	○	○	○	○
○	道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しとすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書		○	○	○	○	○
○	地方財政の充実・強化を求める意見書		○	○	○	○	○
○	自衛隊然別演習場での実弾発射問題の経緯と原因説明・再発防止を求める意見書	伊達市委員会	○	○	○	○	○
×	消費税増額延期ではなく10%への増税中止を求める意見書		×	×	×	×	×
○	骨髄移植ドナーに対する支援の充実に関する意見書	公明党伊達支部	○	○	○	○	○
○	次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書		○	○	○	○	○
○	待機児童解消に向けて緊急的な対応を求める意見書		○	○	○	○	○
○	食品ロス削減に向けての取り組みを進める意見書		○	○	○	○	○

今定例会に提出依頼があった意見書は10件で、審査の結果、以下のとおり意見書9件を、国の関係機関へ提出することになりました。各意見書の内容については、伊達市議会ホームページをご参照ください。

【解説】

各団体から提出された意見書は会派ごとに審査を行い、定例会中に議会運営委員会を開催して協議し、3分の2以上の会派の同意により意見書案として定例会に提出するかどうかを判断します。

定例会に提出された意見書案が過半数の賛成により議決されると伊達市議会の機関意志として国の各機関に提出することになります。よって、どこの政党や団体から出されようと議決された意見書は伊達市議会の意思ということになります。

提出先の国の機関とは、内閣総理大臣、衆参議院議長や各担当大臣宛てなど、かかるテーマに合わせて提出者の意志が反映